

栃木県公報

令和 5 (2023)年 8 月25日(金) 第432号

	次		
告	示		

告示

栃木県告示第330号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和 5 (2023) 年 8 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成 果 の 名 称	認証年月日		
大田原市	大田原市南金丸及び大豆田	大田原市南金丸及び大豆田の一部(南金	令和 5 (2023)年		
	の一部	丸 V・大豆田 I 地区)	7月20日		
さくら市	さくら市氏家、馬場及び長	さくら市氏家、馬場及び長久保の各一部	令和 5 (2023)年		
	久保の各一部	(馬場 I 地区)	7月20日		
高根沢町	高根沢町大字上柏崎、平	高根沢町大字上柏崎、平田、太田、飯室	令和 5 (2023)年		
	田、太田、飯室の各一部	の各一部(上柏崎 II 地区)	7月20日		
益子町	益子町大字山本の一部	益子町大字山本の一部 (山本XII地区)	令和 5 (2023) 年 7月20日		
益子町	益子町大字山本、大郷戸の	益子町大字山本、大郷戸の一部(山本X	令和 5 (2023) 年		
	一部	Ⅲ地区)	7月20日		
益子町	益子町大字大沢の一部	益子町大字大沢の一部(大沢 I 地区)	令和 5 (2023) 年 7月20日		
鹿沼市	鹿沼市幸町二丁目の一部	鹿沼市幸町二丁目の一部 (緑町・幸町 V 地区)	令和 5 (2023) 年 7月20日		

(農村振興課)

栃木県告示第331号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において 準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において 準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和5 (2023) 年8月25日

			栃木県知事 福	田富一
事 業 名	縦 覧	期間	審查請求期限	所轄農業振興事務所
県営荒井町島地区土地改良 (区画整理)事業	令和 5 (2023) 同年 9 月25日ま	年8月28日から まで	令和 5 (2023)年 10月10日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5 (2023)年8月25日から同年9月25日まで 一般の縦覧に供する。

令和5 (2023) 年8月25日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 湯本小島線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
100	前	那須郡那須町大字高 那須郡那須町大字高		9.1~9.3	540		
190	後	那須郡那須町大字高久丙1524-2から 那須郡那須町大字高久丙1289-3まで		10.7~19.6	540		

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須西郷線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
202	前	那須郡那須町大字高 那須郡那須町大字高		9.2~15.9	650	
203	後	那須郡那須町大字高 那須郡那須町大字高		10.4 ~ 21.0	650	

(道路保全課)